

## 大阪府強度行動障がい集中的支援実施要綱

### (目的)

第1条 状態の悪化によって、現状の障がい福祉サービス等の利用や生活を維持することが困難になった強度行動障がいを有する児者に対して、個々の障がい特性と生活環境をアセスメントし、個々の障がい特性に応じた支援や環境調整等を、障がい福祉サービス等の事業所等とともにおこない、当該児者の状態の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 強度行動障がいを有する児者

障がい児にあっては、強度行動障がい判定表 **20** 点以上である児、障がい者にあっては、行動関連項目 **10** 点以上である者をいう。いずれも区分は問わない。

(2) 広域的支援人材

大阪府（以下「府」という。）が国通知（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について（令和6年3月 **19** 日 此支障第 **75** 号、障障発 **0319** 第1号）」（以下「国通知」という。）記載3（1）に基づき、「広域的支援人材登録名簿」（様式8）に登録した者

(3) 事業所

府、大阪市、堺市、吹田市のほか、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市が指定した指定障がい福祉サービス事業所であり、対象サービスは療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 **A** 型、就労継続支援 **B** 型、児童発達支援、放課後等デイサービスとする。

(4) 支給決定機関

集中的支援の対象児者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 **17** 年法律第 **123** 号）第 **19** 条、児童福祉法（昭和 **22** 年法律第 **164** 号）第 **21** 条の5の5又は同法第 **24** 条の2、3に基づく支給の決定を行っている自治体とする。

### (実施主体)

第3条 集中的支援の利用調整の主体は府が担い、大阪市、堺市、吹田市のほか、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市又は東大阪市と連携して行うものとする。

(対象者)

第4条 集中的支援の対象者は、事業所において対象サービスを利用する強度行動障がい  
を有する児者（府内の市町村が支給決定した児者）であり、かつ、状態が悪化した  
ことにより事業所において現状の障がい福祉サービスの利用や生活を維持するこ  
とが難しくなったと支給決定機関が認めた児者とする。

- 2 障がい児にあっては強度行動障がい判定表 **20** 点以上である児、障がい者にあつては行動関連 **10** 点以上である者当該評点については、申請時において、支給決定機関が実施した直近の調査（障がい支援区分の認定調査等）の結果に基づくものとする。

ただし、申請時において、調査が実施されていない場合、又は直近の調査の結果では対象外となるものの、その後、状態が変化したことによって集中的支援の対象とすることが適当と認められる場合は、改めて、支給決定機関が、調査した結果に基づくものとする。

なお、当該調査は、障がい児については「強度行動障害判定表」（平成 **24** 年厚生労働省告示第 **270** 号・第 **14** 号）、障がい者については「障害支援区分認定調査の行動関連 **12** 項目」（平成 **18** 年厚生労働省告示第 **556** 号・第1号の2）によるものとする。

(加算の概要)

第5条 集中的支援は、広域的支援人材による対象の障がい福祉サービスの事業所（以下「事業所」という。）に対する助言援助等を通じて、前条の児者が生活を維持することが難しくなった背景にある個々の障がい特性と生活環境をアセスメントし、それぞれの障がい特性に応じた支援や環境調整等を事業所等と共に行い、当該児者の状態の軽減を図るため、集中的支援 I 型(事業所訪問型)として、広域的支援人材が、事業所を訪問して、集中的支援を実施する。

- 2 集中的支援の期間は、最初の支援実施日が属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度とする。
- 3 事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、対象児者に対して支援を行う。
- 4 集中的支援加算（I）（事業所訪問型）の算定は、事業所が、対象児者に支援を行う日において、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して、当該児者に対する支援に関する助言援助やアセスメントを受けた日に行うものとする。

(申請にあたっての要件)

第6条 集中的支援の利用を希望する事業所は申請にあたって以下の要件を満たすこと。

申請を行う事業所は、当該集中的支援の目的に鑑み、以下に示す内容を達成するよう努めることとする。

- (1) 広域的支援人材の支援に対応するため、事業所内等において複数人で編成するチーム体制を構築すること。
  - (2) 支援を受けるチームに関わらない職員や事業所管理者、法人責任者が、助言援助等を受けることにつき理解し、協力すること。
- 2 前項に加えて集中的支援に関して以下の点を理解していること。
- (1) 集中的支援は、広域的支援人材の助言援助等により支援者の支援力向上を目指すものであり、必ずしも本人の行動障がいの発現が抑制できるものではないこと。
  - (2) 広域的支援人材は支援者への支援を主として行うものであることから、対象者への主たる支援やサービス担当者会議等への報告等、事業所等の職員が担うべき業務については、広域的支援人材が必要と認める場合を除いて参画しないこと。

(申請方法等)

第7条 集中的支援を希望する事業所は、支援対象である児者の支給決定機関である市町村（以下「支給決定機関」という。）に、「集中的支援の実施申請書」（様式1）を提出する。

- 2 前項の申請に当たり、支援対象である児者が計画相談支援・障がい児相談支援を利用している場合においては、サービス担当者会議で集中的支援の活用必要性を検討すること等を通じて、担当する相談支援専門員と十分な連携を図っていなければならないものとする。
- 3 申請書には、次の書類を添付すること。
  - ・支援対象児者の受給者証の写し
  - ・集中的支援に係る同意書（様式2）
  - ・対象者のアセスメントシート（様式1-1）
  - ・対象者のサービス等利用計画の写し
  - ・集中的支援の申請を検討したサービス担当者会議の議事録の写し（相談支援を利用している場合）
- 4 必要な場合は、再度、集中的支援を実施することができるが、その場合も、申請のほか同様の手続を行うものとする。

(説明の実施と同意の取得)

第8条 前条第1項の申請に当たり、事業所等は、支援対象である児者及びその家族等に対して、集中的支援の利用を申請すること及びそこで受ける支援の内容のほか、当該児者に係る個人情報支援に、広域的支援人材や他の集中的支援を実施した事業所や支給決定機関、事例報告会にて支援内容を共有することについて説明する。

申請にあたっては、「集中的支援に係る個人情報同意書」（様式2）により、申請する事業所がその家族等の同意を得ておくものとする。

（支給決定機関の処理）

第9条 支給決定機関は、申請書が提出されたときは、当該申請が第4条および第6条に定める要件に適合していることを確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、当該事業所等と検討を行うものとする。

2 支給決定機関は、前項の確認及び検討に基づき、「集中的支援の実施申請に係る意見書」（様式3）を作成の上、申請書（様式1）と合わせて、府の申請窓口である大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課（以下「地域生活支援課」という。）あてに申請書を受理してから14日、もしくは大阪府が定める締め切り日のどちらか早い日を期日として提出するものとする。

3 支給決定機関は、要件に適合していないと判断した場合は、要件が満たされるよう助言指導等するものとする。

（連絡調整会議）

第10条 地域生活支援課は、前条第2項の申請書及び意見書の提出があったときは、その内容について所要の調査及び確認を行ったうえで、連絡調整会議を開催する。

2 連絡調整会議は、地域生活支援課、大阪府立砂川厚生福祉センター、広域的支援人材で構成される。

3 構成員は、申請書類に基づき、申請のあった事業所等への助言援助等を行う広域的支援人材を決定する。

（府の処理）

第11条 集中的支援の実施対象となる事業所に選定された場合は、府が登録した広域的支援人材に対して、支援の実施を「集中的支援の実施要請書」（様式4）により依頼するとともに、支給決定機関に対して、「集中的支援の実施申請に係る通知書」（様式5）により通知する。

2 地域生活支援課は、集中的支援に採択されなかった申請者に対しては、支給決定機関に対して、その旨を通知書（様式5）により通知する。

（支給決定機関の処理）

第12条 支給決定機関は、集中的支援を申請した事業所へ、（様式5-1）により通知書（様式5）を添えて通知する。

(費用負担)

第 13 条 集中的支援に係る費用の負担については以下のとおりとする。

- (1) 選定された事業所は、広域的支援人材に対して、1 回につき **20,000** 円を負担し、支払うこと。
- (2) 支払い方法等に関しては、事業所等及び広域的支援人材が協議して定めるとし、府及び支給決定機関は関与しない。

(報告等)

第 14 条 広域的支援人材は、事業所等との協議を踏まえ集中的支援実施計画書(様式 6)を作成し、支給決定機関及び府あてに、助言援助等開始後 1 か月以内に提出する。府に対しては集中的支援実施計画書(様式 6)の複写を提出することとする。

- 2 集中的支援を実施する中で実施計画を変更する必要が発生した場合は、事業所等との協議の上、集中的支援実施計画書を変更することができる。
- 3 広域的支援人材は、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書(様式 7)を作成し、終了後 1 か月以内に支給決定機関及び府(複写)へ提出する。府に対しては集中的支援実施報告書(様式 7)の複写を提出することとする。  
なお、広域的支援人材は、毎回実施を行うにあたり、府および支給決定機関に日時や支援内容の進捗を報告すること。
- 4 支給決定機関及び府は集中的支援の終了を待たず、集中的支援の進捗等について広域的支援人材に報告を求めることができる。

(事例報告会)

第 15 条 地域生活支援課は、広域的支援人材の集中的支援終了後、年度末までに支給決定機関、事業者に対して、事例報告会を実施し、今後の支援について振り返りを行う。

(秘密の保持)

第 16 条 広域的支援人材は、集中的支援の実施にあたり、いかなる理由があっても、その業務上知り得た秘密を部外者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、集中的支援が終了後も適用する。

附 則

本要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。